

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 東日本大震災に係る緊急対策について

(1) 被災した事業者及び当該事業者と取引のあった事業者の資金繰りの悪化に対応するため、政府系金融機関による各種保証制度や融資制度等の金融支援措置を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する支援施策に対して財政措置を講じること。

また、被災地等における雇用の創出を図るため、被災者や避難者の雇い入れを行った事業者に対する支援措置の充実を図ること。

(2) 原材料供給の停滞による国内生産性の低下を避け、一日も早い復興を図るため、国内の生産拠点に対して円滑に原材料を供給していくための対策を速やかに講じること。

2. 地域経済や雇用を支える中小企業に対して、税制上の優遇措置や融資制度の拡充等の支援措置の充実を図るとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

また、国は、成長産業への支援の充実を図るとともに、家畜伝染病の発生により疲弊した地域における経済再建・活性化など、地域の実情を踏まえた経済対策やきめ細やかな施策を総合的かつ継続的に講じること。

3. 中小企業等対策

(1) 中小企業者等による地域資源を活かした新分野進出などを促進するため、農商工連携・産学官連携について、支援制度の確立と充実を図るとともに、後継者不足などの課題を抱える伝統工芸品産業についても、支援措置を講じるなど、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。

(2) 中小企業経営の安定化と成長を図り、地域経済の維持・発展を促進するため、セーフティネット保証制度等について、十分な保証枠を確保するとともに、認定基準の緩和、保証料の軽減や手続きの迅速化など、制度の充実を図ること。

(3) 地域経済の自立的発展を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫による中小企業への金融機能の維持・充実を図ること。

4. 地域経済を活性化するため、企業誘致に対する財政措置の充実強化を図るとともに、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

5. 平成 24 年度末に期限切れとなる「離島振興法」について延長するとともに、抜本的な法改正を行うこと。特に、島民が安心して住み続けることができる生活環境を整備するため、国の役割を一層強化するとともに、外海離島や内海離島のそれぞれの島の実情に応じた各種施策を国・県・市町村のそれぞれの明確な役割のもとで展開すること。

また、離島における生活交通や産業振興に不可欠な離島航路を維持するため、現行の支援制度を地域の特性及び実情に配慮した制度に見直すこと。

さらに、海外資本による離島の土地買収を規制するための法整備や水源保全の強化等を図ること。

6. 電源立地地域対策等の充実強化

(1) 電源立地地域対策交付金について、交付期間の恒久化と交付限度額等の拡充を図るとともに、事務手続きの簡素化を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるような制度の改善を図ること。

(2) 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく財政措置の拡充を図ること。

7. 省エネルギーの促進・新エネルギーの開発及び導入の促進

(1) 地球温暖化対策と環境分野への投資による景気対策の両面から、太陽光発電や風力発電など新エネルギー導入を積極的に推進するため、住宅用発電設備の設置などに対する財政支援措置の拡充を図ること。

(2) 地球温暖化対策と大気汚染防止に有効である電気自動車の普及促進を図るため、急速充電器の設置に対する支援措置を講じるとともに、高速道路のサービスエリアへの設置については、国が主導して行うこと。

(3) 低炭素社会の実現のため、小水力発電施設設置における関連法令の整備など、その普及促進に向けた対策を講じること。

8. 地域再生基盤強化交付金について、地域再生計画事業の完了まで必要な財政措置を講じること。

また、地域活性化が見込まれると判断できる事業については、地域の目線に立ったきめ細やかな事業等に活用できるよう交付金等による財政措置を講じること。

9. 総合特区制度について積極的な推進を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

10. P F I 制度に基づく国庫補助事業の採択実績を増やすとともに、補助対象の拡大、財政支援の拡充や P F I 制度を導入しやすい環境の整備を図ること。

11. 自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須要件とするよう法改正を行うこと。

12. 持続可能な地域振興を目的としたジオパークに対し、世界ジオパークネットワーク加盟に向けた支援など、必要な財政支援措置を講じること。

13. 公共施設等の活用を希望する民間企業者等に対する財政支援措置を拡大するとともに、未活用公共施設のデータバンク機能など幅広く有効な活用ができるような対策を講じること。

14. 亜炭廃坑に起因する鉱害については、地域住民の安全な暮らしを確保し、将来の不安を解消するため、危険個所の調査や地盤強化等による陥没の予防など抜本的な対策を講じること。